

## 利用者工賃等確保支援事業費補助金交付事業 Q&A

Q1 生産活動を行っている就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動センターは対象とならないのか。

A 対象とならない。

本事業は、生産活動に係る平均工賃等を障害福祉サービスの基本報酬の算定指標としている就労継続支援事業所を重点的に支援することを目的としている。

Q2 多機能型事業所で就労継続支援 A 型と B 型を運営している場合、それぞれのサービスごとに申請することは可能か。

A 可能である。

Q3 いつまでに開設した事業所が対象か。

A 「令和4年4月から12月のうち2か月の障害福祉サービスにおいて、生産活動収入（売上等）に対する生産活動に要する経費（光熱費や仕入価格等）の割合が前年同月比で1.25倍以上になっていること」が要件であることから、申請時において開設から1年2か月以上経過している事業所について対象になりうる。

Q4 事業所が休業していた場合にも申請は可能か。

A 要件に該当すれば可能である。

Q5 1法人で複数の就労継続支援事業所を運営する法人が、運営する複数の就労継続支援事業所に関して当該補助金を申請する場合、補助金交付申請書は申請する就労継続支援事業所ごとに提出する必要があるか。

A 貴見のとおり

Q6 「生産活動に要する経費（光熱費や仕入価格等）」とは何を指すのか。

A 就労支援事業会計勘定科目における材料費（当期材料費＝期首材料棚卸高＋当期材料仕入高－期末材料棚卸高）、外注加工費、経費（旅費交通費、器具什器費、消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、受注活動費、会議費、賃借料、図書・教育費）を指す。それぞれの科目に関する説明は別添を参照されたい。

Q7 本事業と支援内容が重複すると県が認める、国や市町等からの支援に、群馬県が実施する「新ぐんまチャレンジ支援金」、「物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援

金」、前橋市が実施する「令和4年度前橋市社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金」は含まれるのか。

- A 支援の趣旨が異なるため 含まれない。  
個別の事例の判断については県に相談されたい。

## 就労支援事業会計科目の説明

(厚生労働省「就労支援事業会計の運用ガイドライン」より引用)

勘定科目	説明	例
当期材料費	就労支援事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。	当期に購入した製造材料（仕入れに付随する運搬費用も含む）
外注加工費	外部に依頼した加工費の支払額をいう。	製造工程のなかで、外部に加工を依頼した場合の委託費
旅費交通	就労支援事業に係る出張旅費及び交通費をいう。	材料の買い付け、販売店への商品運搬の旅費等
器具什器費	就労支援事業に直接必要な器具、什器類で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。	内職用のミシン、飲食店の厨房用機器、皿等
消耗品費	就労支援事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。	製造に係るラッピング代、販売用のレジ袋等
印刷製本費	就労支援事業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。	利用者への作業指示書、見積書、請求書等の印刷用紙代等
通信運搬費	就労支援事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。	商品の運搬費用、販売店舗の電話代・携帯代、販売先への文書通信費等
水道光熱費	就労支援事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。	生産活動により増加する電気代、ガス代、水道代
燃料費	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。	製造工程に必要な重油、商品運搬用の車両のガソリン代等
修繕費	就労支援事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。	製造用機械、製品・商品の収納棚、作業台の修理代等
受注活動費	就労支援事業における受注活動に係る経費をいう。	見込客へのDMや販売商品のパンフレット等、受注するために必要となる活動費用
会議費	就労支援事業に係る会議等の茶菓子代、食事代等をいう。	取引先や社内の会議の際に要した飲食代等

<b>賃借料</b>	就労支援事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。	製造用機械、商品運搬用車両、レジスター等のリース料やレンタル料
<b>図書・教育費</b>	就労支援事業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。	生産活動に関する書籍や教材、情報誌等

※勘定科目の説明欄に記載される「就労支援事業」は、「生産活動」と同義になります。